令和6年5月8日環境 政策 課担当:寺山 高行

電 話:076-225-1460(内4210)

地元市町以外の事業者が行う宅内配管修繕の掛かり増し経費に対する 県補助制度の創設について

別紙のとおり地元市町以外の事業者が行う宅内配管修繕の掛かり増し経費に対する県補助制度を創設します。

水道や下水道・浄化槽につなぐ宅内配管修繕工事でお困りの方へ

お住まいの市町以外の工事業者が行う宅内配管修繕の掛かり増し経費 に対する補助制度を創設しました。

お住まいの市町以外の工事業者が修繕工事を行う場合は、遠隔地からの出張のため、移動に要するガソリン代や宿泊代等の費用(掛かり増し経費)を、直接、県が工事業者に補助することにより、掛かり増し経費については、工事業者は住民の皆様に請求しないため、ご負担はありません。

掛かり増 し経費の 補助対象 工事業者 6 市町(輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町)の 宅内配管・排水管の修繕(見積調査含む)を行うお住まいの 市町以外の工事業者

- ※修繕を行う住宅と同一市町に所在する工事業者(地元業者)は除き ます。
- ※住民の皆様が、下記の「受付窓口」を経由せずに、直接、依頼するお住まいの市町以外の工事業者も対象です。

被災した住宅における宅内配管・排水管の修繕に関する受付窓口を設置します。

対象地域: 6 市町 (輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町)

受付 窓口

石川県管工事業協同組合連合会事務局内

電話番号 0120-055 -122(フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土日·祝日除く)

受付期間 令和6年5月13日~7月31日 圖表

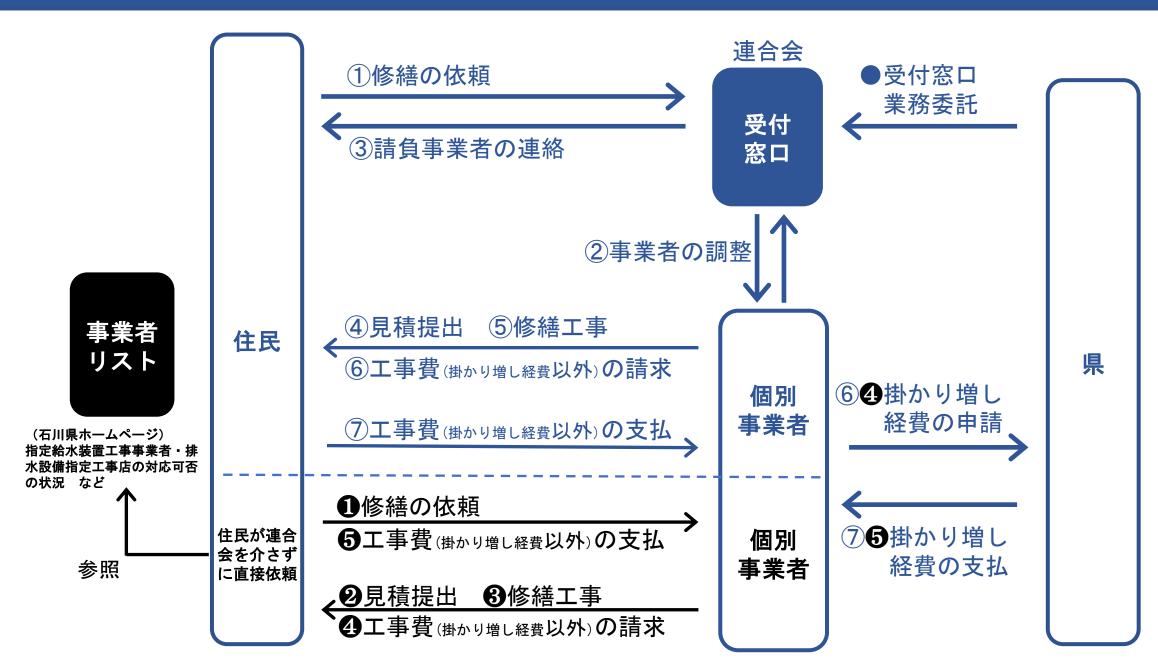
(受付窓口の内容)

- ・お住まいの市町以外の工事業者を手配します。
- ※ 窓口では、お名前、住所、電話番号をお伺いします。数日後に見積りに伺う工事業者を 選定してご連絡致します。
- ※「受付窓口」を経由せずに、住民の皆様が県ホームページ等を参考に、直接お住まいの 市町以外の工事業者に依頼することを妨げるものではありません。

問合せ先 石川県生活環境部環境政策課 電話番号 076-225-1463

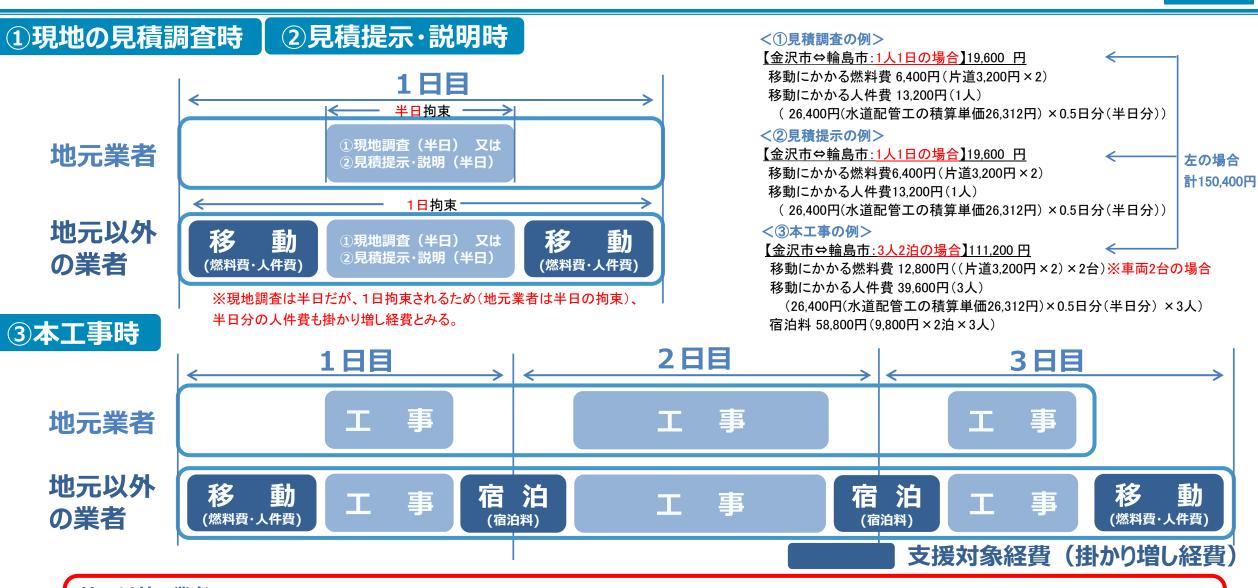
R6.5.13から 受付開始

石川県管工事業協同組合連合会に受付窓口を設置



宅内配管修繕工事の掛かり増し経費のイメージ(例:金沢の業者が輪島に行く場合)





地元以外の業者の 移動にかかる

燃料費 約28円/km·台(※) (※)限度額 5,200円/片道・台(加賀市から珠洲市の移動距離相当)

人件費

及び、宿泊に要する 13.200円/人·往復

宿泊料 9,800円(※) /人·泊

の掛かり増し経費を県が補助

(※)定額(超えた分は負担なし)